

全国共通人権相談ダイヤルのお知らせ

差別、暴行、虐待、セクハラ、パワハラ、いじめ、体罰、名誉棄損、プライバシー侵害など、ひとりで悩まず相談してください。

◀ 受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで ▶

みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル

ナビダイヤル ゼロゼロみんな の ひゃくとおぼん
0570 — 003 — 110

- 電話はおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。
- 法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。
- 秘密は厳守されます。

(注)

発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。

一部のIP電話等からは御利用できない場合がありますので、その場合は、以下の電話番号にお架けください。

広島県内の常設人権相談電話番号

広島法務局

人権擁護部	TEL (082) 228-5792
廿日市支局	TEL (0829) 31-2164
東広島支局	TEL (082) 423-7707
呉支局	TEL (0823) 21-9288
尾道支局	TEL (0848) 23-2882
福山支局	TEL (084) 923-0100
三次支局	TEL (0824) 62-5070

広島県以外の常設人権相談は、[こちらの一覧表にある法務局・地方法務局の電話番号](#)を御利用ください。